

(2) 注意が必要な相談事例

① SNSをきっかけとしたトラブルに関する相談

SNSの情報がきっかけとなって契約トラブルにあったという相談が増えました。年代別の割合としては、20歳代が37.6%と最も多く、次いで40歳代が20.5%と20～40歳代で全体の約75%を占めており、比較的若い世代の方からの相談が多い状況です。

SNSがどのようにきっかけとなったのか、またトラブルにあった商品・サービスは様々です。

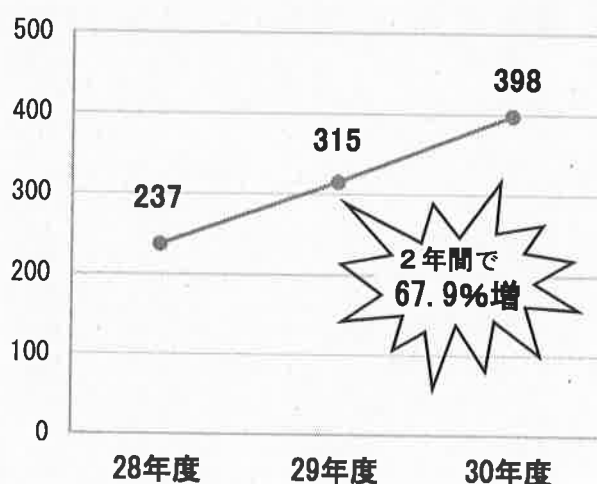
【SNSをきっかけとした相談例】

- ・ SNSで仮想通貨で稼いでいるユーザーを見つけフォローした。儲かる方法を教えると言われ、契約し、情報商材の代金を借金して支払った。
- ・ 突然、SNSに知らない人からメッセージが入り、起業セミナーに誘われて起業するための情報商材を契約した。
- ・ SNSでアルバイトを探していたところ、相談を受けるだけで稼げるとあったが、実は出会い系サイトだった。
- ・ ミニブログにライブのチケットを譲りますという記載があった。チケット代を支払った後、連絡が取れない。
- ・ SNSの広告で知ったエステ店へ体験に出かけて、高額な契約をさせられた。

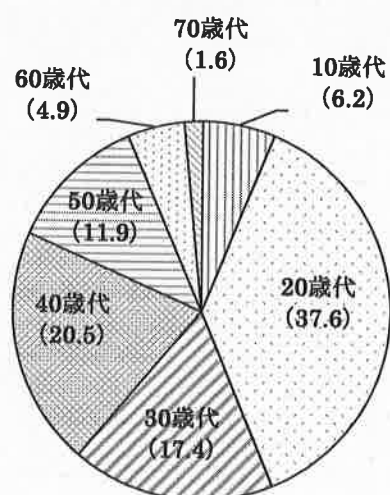
【センターからのアドバイス】

- ・ インターネット上には、「今だけお得」、「誰でも簡単に稼げる」、「空いた時間で確実に稼げる」などといった内容の広告や動画で溢れています。また、虚偽の体験談を掲載して信じ込ませようとするものも存在します。このような広告を見ても、まずは疑い、甘い言葉に決して騙されないでください。
- ・ 取引に関して不審な点があった場合は、すぐに契約をせず、行政機関の注意喚起など被害防止に有益な情報を活用してください。

「SNSをきっかけとしたトラブル」に関する相談件数（単位：件）



年代別相談件数（単位：%）



【事例1】 先月、スマホで見たSNSの広告からまつ毛美容液を購入した。お試し価格で1回だけのつもりだったが定期購入だった。 (60歳代、女性)

先月、スマホで見たSNSの広告でまつ毛美容液がお試し価格980円と表示されていた。定価は9千円と書かれており、980円なら安いと思い注文した。商品はすぐに届き、代金はコンビニで支払った。今月になってまた同じ商品が送られてきた。業者に頼んでいないのにおかしいと電話を入れたところ、「定期コースを注文している、4回継続購入が条件で返品はできない」と言われた。定期コースとは思わなかったと伝えると、「今回は返品を認める。ただし、初回お試し価格ではなく、定価9千円で買ってほしい。差額8,020円を請求する。」と言われた。差額を支払わなければいけないか。

～アドバイス～

定期購入の契約条件によっては途中で解約ができなかったり、解約しようと事業者にも連絡しても、電話がなかなか繋がらなかったりする場合も多くあります。

商品を注文する前に、定期購入が条件になっていないか、中途解約や返品はできるのかなどの契約内容、解約の申出方法や事業者の連絡先についてもしっかり確認することが大切です。

また、SNSやウェブサイトなどから注文するインターネットを始めとした通信販売には、クーリング・オフの適用はありませんので、慎重に契約しましょう。

【事例2】 SNSを通じて知り合った女性から勧められて、ブログで稼ぐ情報商材の契約をしたが、解約し返金をしてほしい。 (20歳代、男性)

スマホでSNSを通じて知り合った女性から、お茶に誘われて会った。好きなことを活かして収入を得る方法があると言われ、ブログで得意分野のノウハウを販売すれば毎月30万円を稼ぐことができる、自分もやっているからやらないかと勧められた。詳細は女性の知人から聞くことになり、その後説明を受けた。「稼ぐための方法を教えてもらうには、教材を買い、セミナーに参加しないといけない、50万円を支払う必要がある」と言われ、払えないと伝えると、「借金してもやったほうがいい」、「すぐに取り戻すことができる」と強引に説得され、断れなくなって書類にサインをした。消費者金融に連れていかれて、50万円を借り、教材代として女性に手渡した。契約書はもらっていない。契約後、何度かセミナーに通い、ブログを通じて情報商材を販売したが収益はなかった。借金の返済にも困っている。聞いていた話と違うので解約し返金をしてほしい。

～アドバイス～

副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウ等と称して対面やインターネット等で販売されている情報のことを「情報商材」と言います。

簡単に高額収入を得られるといったうまい話はありません。実際にはあまり価値のない情報が高額で販売されていたりしますが、契約前に内容を確認することができないので、セールストークを鵜呑みにせず、契約は慎重にしましょう。いったん契約すると、儲からないからといって簡単に解約、返金をしてもらうことは困難です。

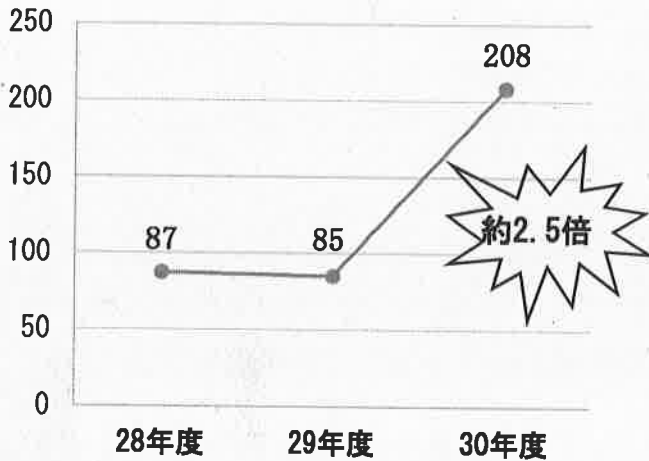
また、契約するときにクレジットカードや消費者金融で借金をさせられて支払う場合もあります。借金をしてまで契約しないよう、きっぱりと断りましょう。

② 商品ファンドやオーナー契約などの投資商品に関する相談

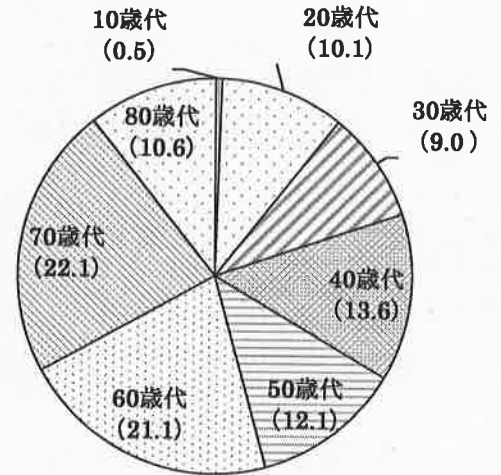
運営者が複数の者から資金を集め、その資金を元手に事業・投資などを行って運用し、そこから生じる収益の配当または財産について、出資者に配分を行う仕組みの商品に関する相談が増加しました。特に平成30年度は、破産した事業者の影響により、オーナー契約に出資したが、預託金が戻ってこないという相談が増加しました。

年代別にみると、60歳代以上が全体の半数以上を占め、高齢者からの相談が多い状況ですが、20歳代も10.1%と若い世代の方からも相談が寄せられています。

商品ファンドやオーナー契約などの投資商品に関する相談件数（単位：件）



年代別相談割合（単位：%）



【事例】 自然食品のオーナー制度に総額600万円出資した。利息の支払いが滞ったので、300万円分を解約したが返金されない。（70歳代、女性）

数年前から利用している自然食品の通信販売会社から、オーナー制度のダイレクトメールが届いた。一口5万円でオーナーになると、半年後に54,750円が振り込まれると言う。良い条件なので5口申込みし、25万円を振り込んだ。その後も何口か契約し、総額600万円出資した。先日、圧着はがきが届き、「お振込みの遅延が続いており、心よりお詫びします。5月上旬に、遅延損害金をお付けしてお振込みします」という内容だった。不安になったので、300万円分の解約を申し出た。解約はできたが、返金はされない。私が出資した600万円を全額返金してほしい。

～アドバイス～

ファンド型の投資商品には、事業型ファンド、不動産ファンド、預託商法、農産物オーナー契約のほか、磁気ネックレス、マッサージ器などといった、商品のレンタルオーナー契約などもあります。

当初は運用が順調で配当金が配分されていても、いったん運用がうまくいなくなると、配当が行われなくなり、事業者が倒産すると投資額はほとんど回収できません。

高額な利子や配当を謳う商品の契約は消費者にとって相当程度のリスクがある場合があります。契約前には十分に検討し、安易に契約しないようにしましょう。